

盛岡広域都市計画地区計画（御庭田地区）の変更案について

1 都市計画変更の概要

本地区は、建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図るため、地区整備計画として地区施設（道路）を定めている。

現況地形地物（道路）と整合を図るため、盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回定期見直し）において市街化区域及び市街化調整区域に編入されることに伴い、地区計画の区域を変更し、整合を図ろうとするものである。

2 都市計画変更の案に対する意見書について

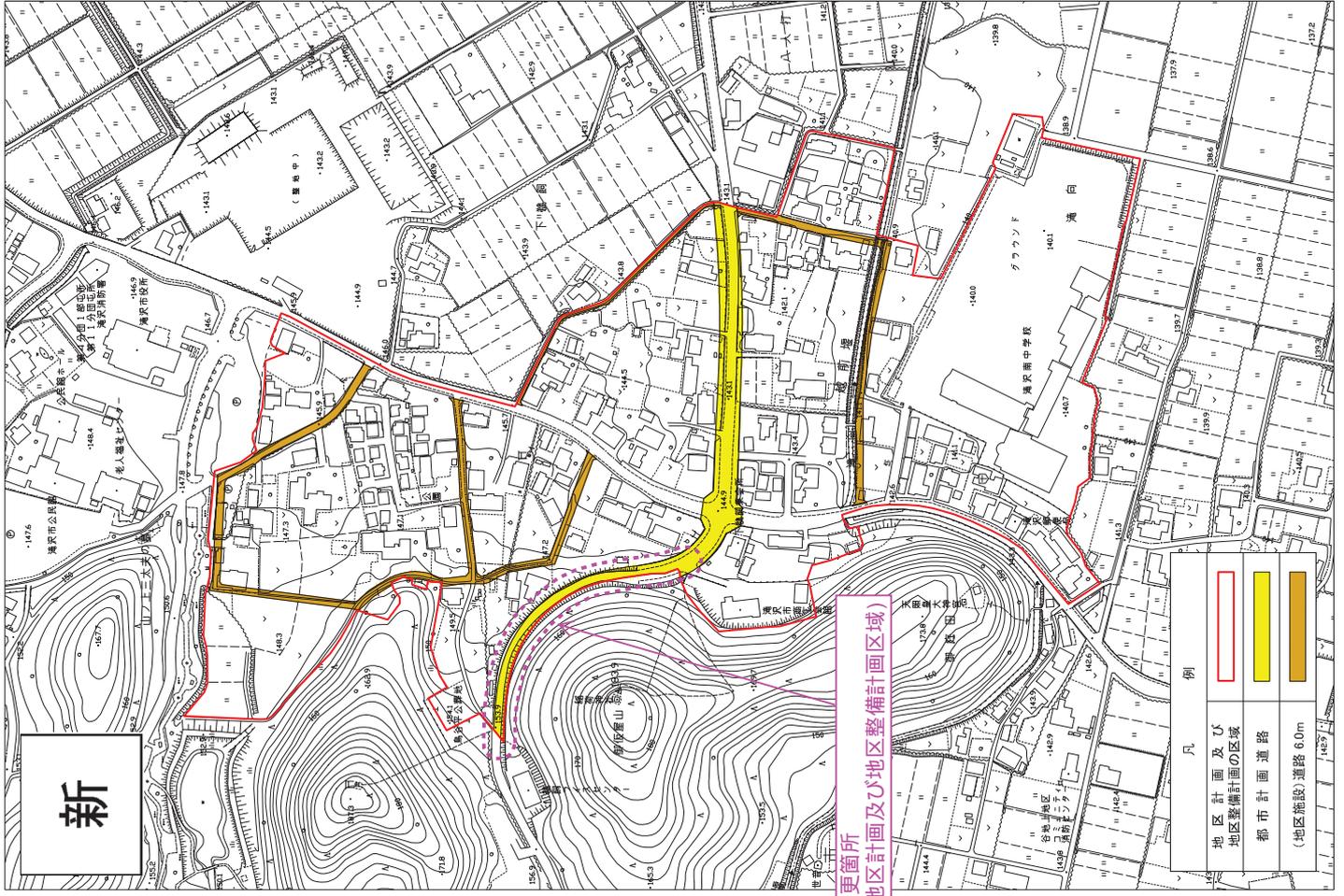
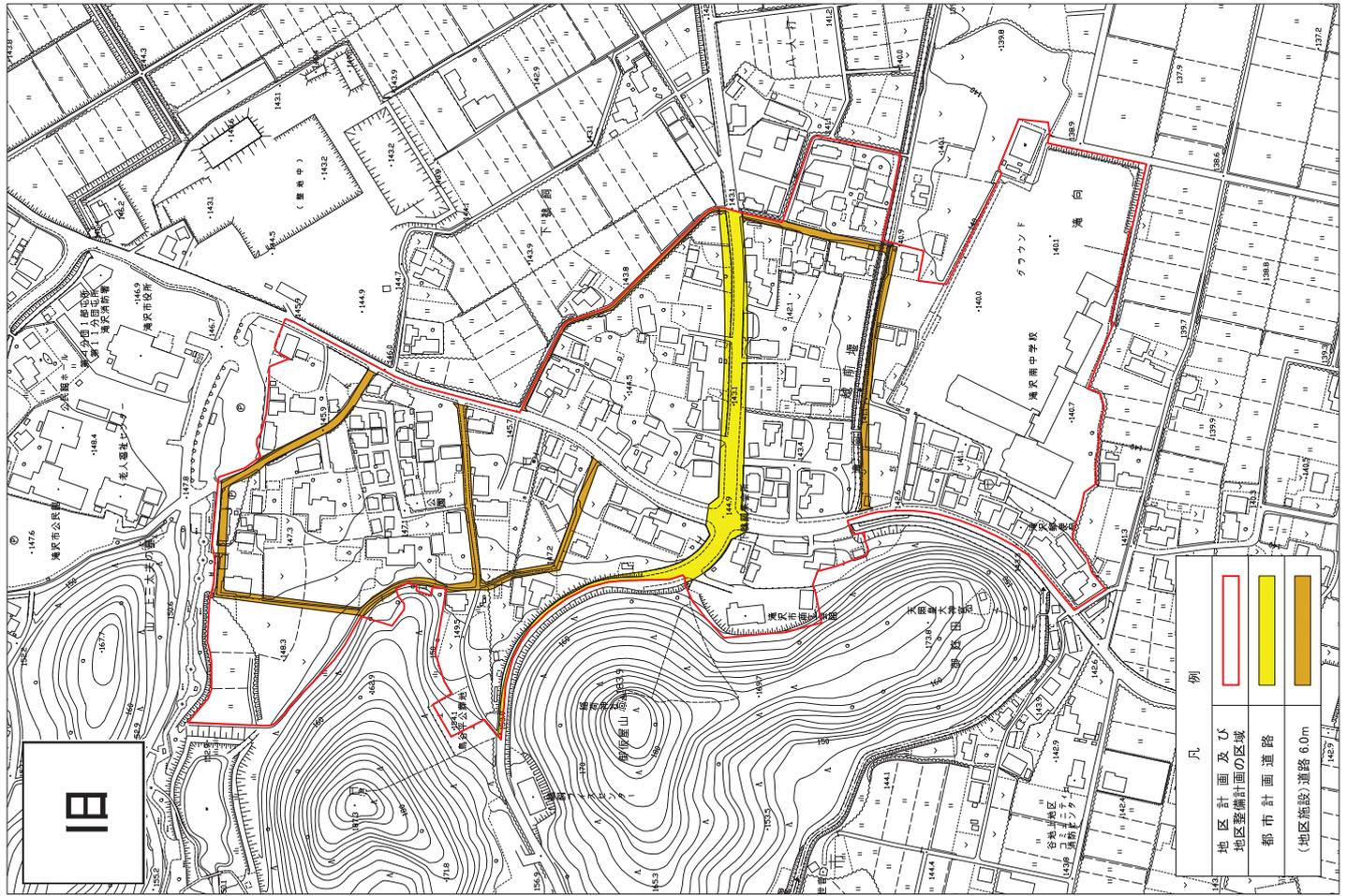
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和3年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R3. 8. 25	滝沢市都市計画審議会（事前説明）	
R3. 10. 15	手続き条例に基づく変更原案の説明会	参加者 3 名
R3. 10. 15 ～R3. 11. 5	手続き条例に基づく変更原案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 10 ～R3. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R3. 12. 16	変更案の説明会	参加者 1 名
R4. 1. 17	滝沢市都市計画審議会（本審議）	
R4. 2（予定）	岩手県知事協議	
R4. 3（予定）	都市計画変更告示	

地区計画(御庭田地区)新旧対照図



旧

都市計画御庭田地区地区計画を次のように変更する。

名称	御庭田地区地区計画
位置	滝沢市鶴飼御庭田、中鶴飼、鶴飼八人打、下鶴飼及び鶴飼滝向地内
面積	約18.7ha
地区計画の目標	本地区は、農家住宅を主体とする住宅地であるが、総合公園、市役所庁舎等公共施設が集中し、市のコミュニティ核形成が進んでいる地区に隣接し、市街化が進行している。 このため快適な地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	(1) 主要地方道盛岡環状線沿道及び都市計画道路上堂鶴飼線の沿道は、地区の利便性の向上のため、日常的な商業施設等の利用を図る。 (2) (1)以外の地区は、良好な環境の住宅地としての利用を図る。 都市計画道路及び主要地方道を中心に、既存の道路を有効に活用しながら、区画道路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の整備を図る。
地区整備計画	道路 区画道路 幅員6.0m 延長約1,080m
地区施設及び規模	
備考	

理由 「地区整備計画の区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

区域区分の変更に伴う区域の変更により本案のように変更しようとするものである。

新

都市計画御庭田地区地区計画を次のように変更する。

名称	御庭田地区地区計画
位置	滝沢市鶴飼御庭田、中鶴飼、鶴飼八人打、下鶴飼及び鶴飼滝向地内
面積	約18.8ha
地区計画の目標	本地区は、農家住宅を主体とする住宅地であるが、滝沢総合公園、滝沢市役所庁舎等公共施設が集中し、市のコミュニティの核形成が進んでいる地区に隣接し、市街化が進行している。 このため、快適な地区計画により建築物と地区施設を計画的に誘導し、快適な居住環境と利便性の高い市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	(1) 主要地方道盛岡環状線沿道及び都市計画道路上堂鶴飼線の沿道は、地区の利便性の向上のため、日常的な商業施設等の利用を図る。 (2) (1)以外の地区は、良好な環境の住宅地としての利用を図る。 都市計画道路及び主要地方道を中心に、既存の道路を有効に活用しながら、区画道路を体系的に整備し、安全で快適な道路網の整備を図る。
地区整備計画	道路 区画道路 幅員6.0m 延長約1,080m
地区施設及び規模	
備考	

理由 「地区整備計画区域、地区の細区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

区域区分の変更（微修正）に合わせ、地区計画の区域を本案のように変更しようとするものである。